

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜に当り
が休息日
の翌日)

目 次

- ◆ 告 示
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)
- 土地改良事業の認可(七件) (農村整備課)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
- 保安林の指定の解除(造林課)
- 公共測量の終了(管理課)
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (都市計画課)
- 廃川敷地の生成(河川課)
- 収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◆ 公 告
林業技能作業士として認定した者(林務課)

告 示

鳥取県告示第九百四十七号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 有限会社暮らしの衣料 よしや	建物の名称 株式会社日野シヨ ツピングプラザ	建物の所在地 日野郡日野町根雨一六八一
-----------------------------	------------------------------	------------------------

鳥取県告示第九百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業(農村基盤総合整備事業花口(上花口農道)地区農道整備)を昭和六十二年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（与市原農道）地区農道整備）を昭和六十二年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（毛無農道）地区農道整備）を昭和六十二年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（仲屋農道）地区農道整備）を昭和六十二年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（戸谷農道）地区農道整備）を昭和六十二年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業日野（安原）地区区画整理）を昭和六十

二年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業神奈川地区農業用排水）を昭和六十二年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十五号

河原町が行う土地改良事業に係る上山手地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字空田一〇六・一〇七・字熊谷三三二の二・字山ノ神三二三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百五十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、中国郵政局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

一 測量種類

公共測量(郵便地図作成に伴う道路の距離測定)

二 作業地域

倉吉市清谷、福庭、穴窪、中江、新田、下古川、古川沢、寺谷、上神、穴沢、津原、谷、鋤、尾原、別所、北面、和田、米田町、小田、下余戸、大平、上余戸、栗尾、大原、国府、不入岡、円谷、富海、東鴨、大宮、下大江、生田、北野、秋喜、福守、国分寺、横田、福光、黒見、小鴨、

中河原、上古川、石塚、福山、茂内、鴨河内、広瀬、岩倉、菅ヶ原、耳塚町一丁目、塚町二丁目、塚町三丁目、明治町、明治町二丁目、荒神町、湊町、東町、魚町、葵町、研屋町、東、西、仲町、仲之町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、西町、東岩倉町、西岩倉町、大正町、大正町二丁目、旭田町、瀬崎町、越中町、福吉町二丁目、越殿町、金森町、広瀬町、福守町、西倉吉町、大山町、河原町、全段治一丁目、全段治二丁目、西福守町、丸山町、余戸谷町、八幡町、みどり町、河北町、海田西町、天神町、海田東町、大平町、上井一丁目、上井二丁目、山根、伊木、貝見、幸町、宮川二丁目、宮川町、住吉町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、東昭和町、東厳城町、大田中町、南昭和町、上灘町、新陽町、米田町二丁目、厳城、駄経寺二丁目、駄経寺、井手畑、大谷、和田東、藏内、広栄町、鴨川町、海田南町及び月見町並びに米子市皆生、上福原、下福原、両三柳、河崎、夜見町、彦名町、安倍、日原、旗ヶ崎、米原、中島、観音寺、長砂町、美吉、目久美町、大谷町、陰田町、新山、奈喜町、石井、奥谷、宗像、永江、西町、福市、古市、吉谷、諏訪、八幡、青木、日之出町、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、昭和町、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、富士見町一丁目、富士見町二丁目、糍町一丁目、糍町二丁目、綿町一丁目、綿町二丁目、綿町三丁目、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、西倉吉町、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、天神町一丁目、天神町二丁目、尾高町、四日市町、法勝寺町、中町、塩町、内町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、紺屋町、日野町、万能町、明治町、茶町、末広町、弥生町、大工町、愛宕町、祇園町一丁目、祇園町二丁目、岩倉町、

朝日町、花園町、車尾、東倉吉町、日ノ出町、東町、東福原、東山町、勝田町、陽田町及び寺町

三 終了年月日

昭和六十二年十月二十九日

鳥取県告示第九百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年七月二十九日 鳥取県指令受都計三一第一七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市越路字源蔵谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市本町四丁目二二二

有限会社池上商店

代表取締役 池上和夫

鳥取県告示第九百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年六月三日 鳥取県指令受都計三一第二七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字三右衛門道西北、字平八道西及び字平八道東（第一区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市本町三丁目一〇二

大山観光開発株式会社

代表取締役 牧山正幸

鳥取県告示第九百六十号

河川区域の変更により、次のとおり廢川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県鳥取土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川有富川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十二年十二月八日

三 廃川敷地の位置

鳥取市北村字上菖蒲田三〇―四地先から同市本高字風口二二九―二地

先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 八、五五九・二二平方メートル

鳥取県告示第九百六十一号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
昭和六十二年十二月七日	四五九	米子市東福原六五一―二七	株式会社鳥取銀行皆生通支店	米子市東福原六五一―二七株式会社鳥取銀行皆生通支店

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月八日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
	ヘイ・タクシー I	株式会社三共
	メタル X I	
	ホットライン P 一	豊丸産業株式会社
	メモリーゴールド P 一	
	ニンジャ四	
	ビッグマン二	株式会社大一商会

ばちんこ遊技機

タンクPー二A	株式会社ソフィア
チェンジャーマンA	株式会社銀座
安来節	
シルバースター	平和工業株式会社
ラッキーチャンス	
スタークラッシュャーA	株式会社三洋物産
マイティロボA	
ヤマト二号	

公 告

林業技能作業士として認定した者は、次のとおりである。

昭和62年12月8日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

安 藤 憲 男	山 根 昭 収	関 本 裕 志
武 藤 富 男	藤 原 昭 彦	小 川 啓 介
花 田 貞 雄	高 力 幸 吉	和 田 伸 之